平成２６年（フ）第１７７号
静岡市清水区築地町８番16号
債務者　三好　房子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤みさ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８号
静岡市清水区築地町８番16号
債務者　三好多恵子
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤みさ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０５号
北九州市八幡西区東筑２丁目１番５号　プルミエール207号
債務者　佐々木絵理香
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　雄也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１３１号
奈良県生駒市北新町５番38号
債務者　桐吉　哲夫
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　航
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６１８号
名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の１　シティファミリー鳴海小森Ａ棟803号
債務者　糸藤　　盛
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月14日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１６号
北海道滝川市一の坂町東２丁目４番３―417号　一の坂団地
債務者　浦野　智子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
北海道空知郡上砂川町字上砂川１番地２　朝駒１条２丁目２番１―13号
債務者　神本　俊哉
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
北海道滝川市朝日町西４丁目７番12号
債務者　佐藤麻友美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
北海道滝川市空知町３丁目10番５―331号　啓南団地
債務者　本　　貴敏
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
北海道登別市千歳町６丁目26番地４
債務者　古町　英介
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
北海道登別市新川町２丁目１番地１　ハイツ笠原―Ｅ107号、前住所北海道登別市常盤町１丁目23番地１
債務者　阿部しずか
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
北海道室蘭市祝津町３丁目２番22号
債務者　塚田　猛史
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
盛岡市中太田深持46番地３
債務者　武藏和香子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２５号
福島県耶麻郡猪苗代町字綿場7126番地、前住所青森県三戸郡南部町大字高瀬字西宮野72番地３
債務者　四戸　利香
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1260―90　萬岳楼従業員寮、前住所神奈川県小田原市扇町２丁目32番20号
債務者　竹内さち子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３７号
神奈川県厚木市戸田2264番地１　サンハイム片町Ａ―101
債務者　亀井　　渉
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９２号
愛知県一宮市小信中島字東鵜平11番地２　メゾン・アロハ106号
債務者　田口あゆみ
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部